

## 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

本県の警察官以外の地方警察職員の定員を改めるため、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとします。（第1条関係）
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官以外の警察職員の項中「300人」を「303人」に改め、同表合計の項中「2,582人」を「2,585人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例新旧対照表

旧	新																																												
<p>(職員の定員)</p> <p>第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される者(臨時の職に関して任用される者に限る。))、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">分</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警 察 官</td> <td style="text-align: center;">警 視</td> <td style="text-align: center;">96人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 部</td> <td style="text-align: center;">197人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">警部補(巡査部長を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1,305人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巡 査</td> <td style="text-align: center;">684人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2,282人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 警 察 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>300人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>2,582人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から4まで 省略 第2条以下 省略</p>	区	分	定 員	警 察 官	警 視	96人	警 部	197人	警部補(巡査部長を含む。)		1,305人	巡 査	684人	計		2,282人	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員		<u>300人</u>	合 計		<u>2,582人</u>	<p>(職員の定員)</p> <p>第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第57条第2項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条の規定に基づき、滋賀県地方警察職員(2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項の規定により臨時的に任用される者(臨時の職に関して任用される者に限る。))、同法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている者ならびに同法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている者および同条第7項の規定により臨時的に任用される者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている者および同法第6条第1項の規定により臨時的に任用される者、滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣された者、長期の研修を命ぜられた者ならびに休職者を除く。以下「警察職員」という。)の定員を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区</th> <th style="text-align: center;">分</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警 察 官</td> <td style="text-align: center;">警 視</td> <td style="text-align: center;">96人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 部</td> <td style="text-align: center;">197人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">警部補(巡査部長を含む。)</td> <td style="text-align: center;">1,305人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巡 査</td> <td style="text-align: center;">684人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2,282人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 警 察 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>303人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>2,585人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2から4まで 省略 第2条以下 省略</p>	区	分	定 員	警 察 官	警 視	96人	警 部	197人	警部補(巡査部長を含む。)		1,305人	巡 査	684人	計		2,282人	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員		<u>303人</u>	合 計		<u>2,585人</u>
区	分	定 員																																											
警 察 官	警 視	96人																																											
	警 部	197人																																											
	警部補(巡査部長を含む。)		1,305人																																										
	巡 査	684人																																											
	計		2,282人																																										
警 察 官 以 外 の 警 察 職 員		<u>300人</u>																																											
合 計		<u>2,582人</u>																																											
区	分	定 員																																											
警 察 官	警 視	96人																																											
	警 部	197人																																											
	警部補(巡査部長を含む。)		1,305人																																										
	巡 査	684人																																											
	計		2,282人																																										
警 察 官 以 外 の 警 察 職 員		<u>303人</u>																																											
合 計		<u>2,585人</u>																																											